平成２７年（フ）第２００号
長崎県長崎市晴海台町50番地４
債務者　村川ノリ子
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　康寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８９１号
堺市西区浜寺元町３丁358番地
債務者　西村幼保商会こと　西村　重信
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　功武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５２１号
静岡市清水区草薙365番地の157
債務者　小島　純治
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　雄児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２２号
静岡市清水区草薙365番地の157
債務者　小島　久子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　雄児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１３６１号
札幌市清田区美しが丘３条２丁目３番１－301号
債務者　山形　隆夫
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４５６号
札幌市中央区南８条西13丁目２番35号　ティアラローズＢ－８号
債務者　山本　文博
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５６４号
札幌市清田区清田２条１丁目４番３号　Ｔ・Ｓ．21ビル307号
債務者　横田　圭祐
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６０７号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目17番５号　ベルトピア札幌３－104
債務者　小森　裕之
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６１４号
北海道北広島市稲穂町東１丁目１番地６　ＫＤハイツ３－102号
債務者　山田　晴美
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６２９号
札幌市東区東苗穂２条１丁目５－１、住民票上の住所札幌市白石区川下１条５丁目１番27号
債務者　坪田　真一
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６３６号
札幌市中央区南７条西12丁目４番25号　ハートランド301号
債務者　若槻亜希子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６４３号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目２番31－101号
債務者　青野　一美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６４８号
札幌市白石区東札幌２条４丁目11番８－603号
債務者　則末　稲子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６５３号
札幌市南区川沿15条２丁目９番16号　藤マンションＢ206号
債務者　佐藤　一夫
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６７２号
札幌市南区澄川１条３丁目７番18号　エンブレム澄川102号
債務者　今川　都美
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７７号
釧路市光陽町３番11号
債務者　清河水香子（旧姓小杉）
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
釧路地方裁判所